

2018年11月15日

商 工 中 金

現金を原資とした外国送金取引の受付終了について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊金庫は、「外国為替及び外国貿易法」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等（以下「外為法等」といいます。）に基づき、お客さまの外国送金取引の内容を確認させていただいておりますが、国際社会の要請及びお客さまの取引の安全をより一層確保することを目的として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」を強化することといたしました。

つきましては、下記に該当する外国送金の受付を終了させていただきますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【受付を終了する外国送金取引】

(1) 現金(円貨現金・外貨現金)を原資とする外国送金のお取引

※ ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金につきましても、お取引をお断りさせていただく場合がございます。

(2) 弊金庫口座を保有されていないお客さまの外国送金のお取引

なお、弊金庫口座からのお支払(お振替)による外国送金のお取引につきましては、外為法等に基づき、弊金庫所定の確認手続きが必要となります。

お取引の内容等によって、当該お取引に関連する情報をヒアリングさせていただく場合や確認書類をご提示いただく場合、また、その結果によっては、弊金庫の判断により当該お取引の受付をお断りさせていただく場合がございます。お客さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後もお客さまに安全にお取引いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

以上